

経

営

情

報

2010.5.27  
NO.370

# 平成22年度税制改正のポイント

平成22年度税制改正の概要を、中小企業経営に関連する項目を中心にご紹介します。

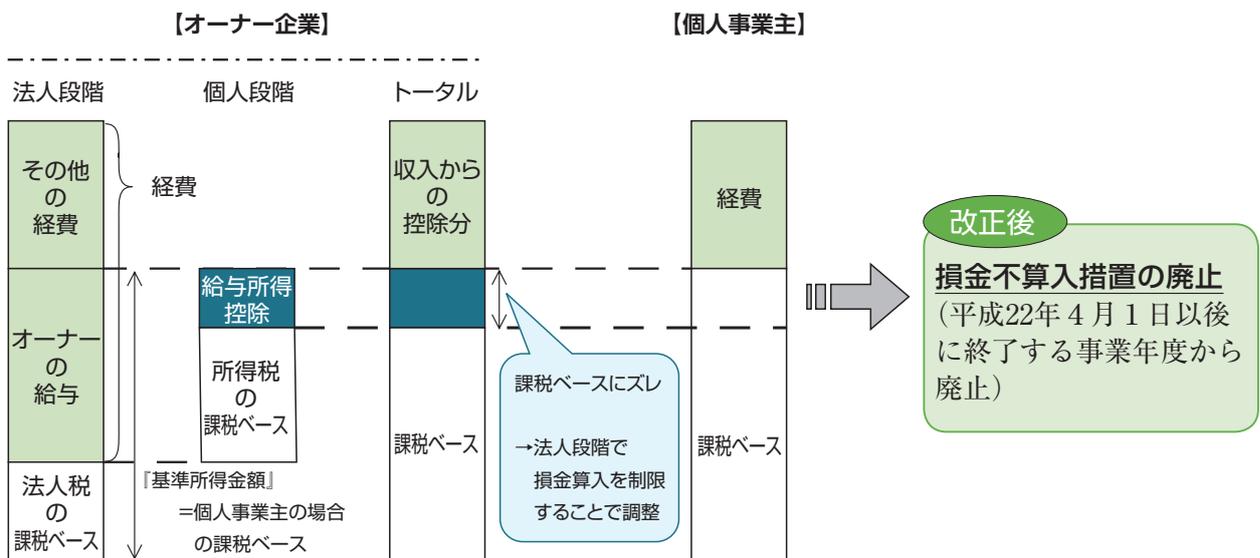
## 主な改正項目

1. 特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の廃止
2. グループ法人税制の整備等
3. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長
4. 中小企業投資促進税制の延長
5. 交際費等の課税の特例制度の延長
6. 中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止
7. 研究開発促進税制の延長

## 1. 特殊支配同族会社の役員給与に対する損金不算入措置の廃止

特殊支配同族会社（いわゆる「一人オーナー会社」）が、その業務主宰役員に対して支給する給与の額のうち、給与所得控除相当部分を法人段階において損金不算入とする措置が平成22年度から廃止されます。

### 現行制度



対象企業: オーナー及びその同族関係者が株式の90%以上を保有し、常務に従事する役員が過半数を占めている同族会社  
適用除外: 基準所得金額(法人所得+オーナーの給与)が1,600万円(19年度改正で800万円から引上げ)以下の法人  
基準所得金額が1,600万円超3,000万円以下で、オーナー給与の割合が50%以下の法人

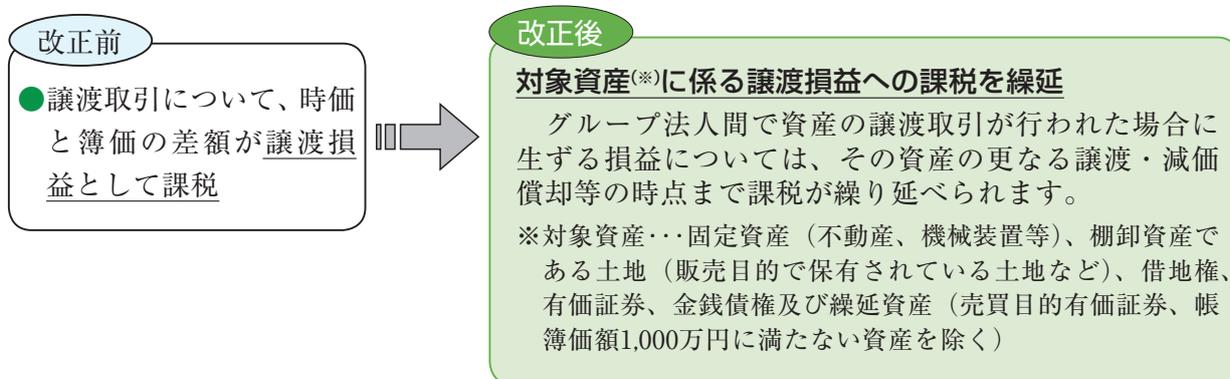
(資料) 中小企業庁「平成22年度税制改正(中小企業関係)について」

なお、特殊支配同族会社の役員給与に係る課税のあり方については、「二重控除」の問題を踏まえ、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で個人事業主との課税の不均衡を是正し、平成23年度改正で「二重控除」の問題を解消するための抜本的な措置が行われる予定です。

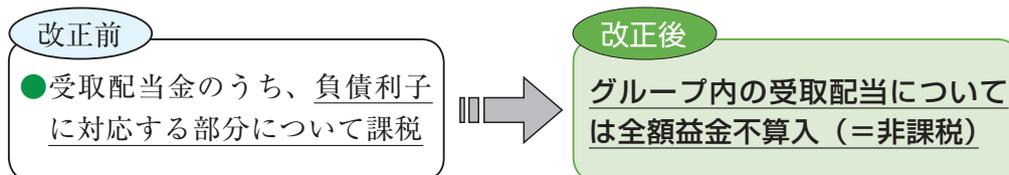
## 2. グループ法人税制の整備等

企業経営をめぐる環境が急激に変化し、グループ法人の一体的運営が進む経済実態に合わせ、中立的な税制を目指した以下のグループ法人税制の整備が行われています。

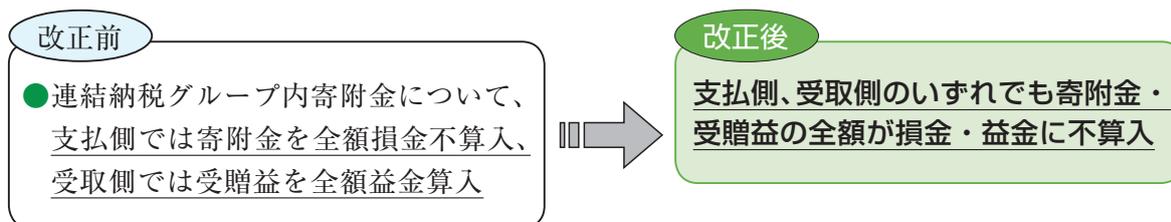
- (1) 100%グループ内の内国法人間における譲渡取引の損益への課税繰延  
(平成22年10月1日より適用)



- (2) 100%グループ内の内国法人間における受取配当の全額益金不算入  
(平成22年4月1日以降に開始する事業年度より適用)



- (3) 100%グループ内の内国法人間における寄附金・受贈益の全額損金・益金不算入  
(本件は、「法人による完全支配関係」がある内国法人間の寄附に限ります。平成22年10月1日より適用)



- (4) グループ法人税制における中小企業特例<sup>(注)</sup>の適用基準の見直し  
(平成22年4月1日以降に開始する事業年度より適用)



### (注) 見直しの対象となる中小企業特例

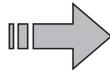
- ・ 交際費の損金算入の特例
- ・ 軽減税率
- ・ 貸倒引当金の法定繰入率
- ・ 特定同族会社の特別税率（留保金課税）の不適用
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付制度

(5) 清算所得課税の廃止（平成22年10月1日以後の解散について適用）

**改正前**

- 会社の解散後は、通常の所得ではなく 清算所得(\*)に対して課税

※清算所得：残余財産の価格（時価）－解散時における税務上の簿価純資産額



**改正後**

**通常の所得に課税**

ただし、清算所得課税における場合とバランスの取れた制度となるよう、別途、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の措置が制定されています。

**3. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長**

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入（即時償却）を認める制度。

**改正後**

**適用期限が2年間延長**  
(平成24年3月31日まで)



(資料) 中小企業庁「平成22年度税制改正（中小企業関係）について」

**4. 中小企業投資促進税制の延長**

中小企業者等が下表の設備投資やIT投資等を行った場合に、**税額控除（7%）又は特別償却（30%）の選択適用を認める制度。**

<対象設備等>

- 機械及び装置のすべて【1台・1式で160万円以上】
- 一定の器具及び備品（電子計算機、デジタル複合機）【年合計で120万円以上】
- 一定のソフトウェア【年合計で70万円以上】
- 普通貨物自動車（車両総重量3.5ト以上）
- 内航船舶（取得価額の75%が対象）

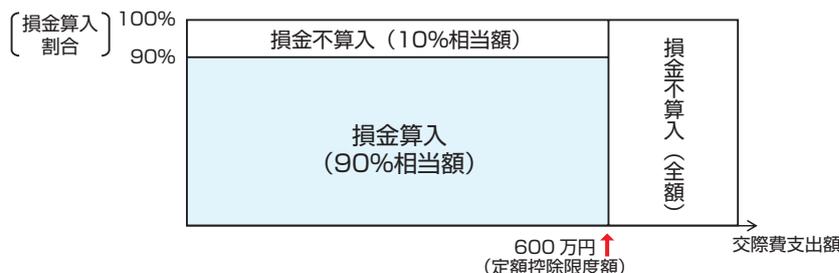
※【 】内の金額は最低取得価額の要件。中古資産は対象外。

**改正後**

**適用期限が2年間延長**  
(平成24年3月31日まで)

**5. 交際費等の課税の特例制度の延長**

法人が支出した交際費は原則として損金不算入とされていますが、中小企業（適用基準は前ページの2-(4)参照）において**定額控除限度額（600万円）まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能な措置が延長**されます。



**改正後**

**適用期限が2年間延長**  
(平成24年3月31日まで)

(注1) 交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外（中小企業、大企業の区別なく適用）。  
 (注2) 資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入。  
 (注3) 個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置は無い。

(資料) 中小企業庁「平成22年度税制改正（中小企業関係）について」

## 6. 中小企業等基盤強化税制の拡充と情報基盤強化税制の廃止

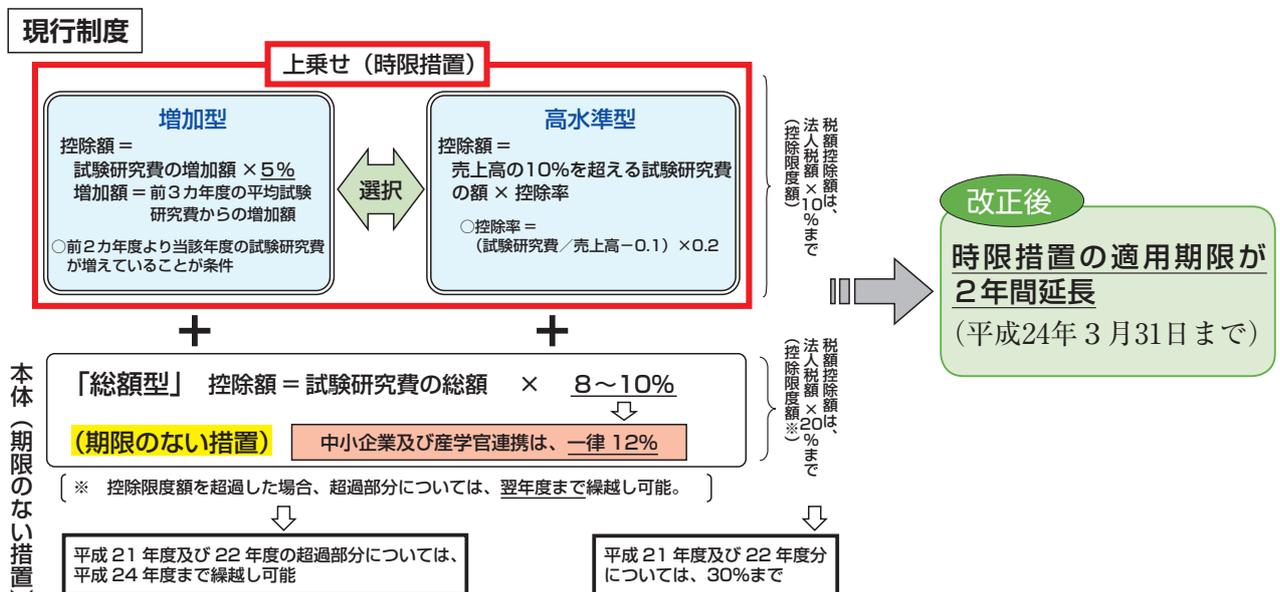
中小企業等基盤強化税制が拡充され、中小企業による情報基盤強化設備等の取得に係る措置が追加されます。これに伴い、従来の情報基盤強化税制は廃止されます。

改正後 税制対象設備 (下線付きの設備を平成22年度より追加)	対象企業	税制対象となる 投資額
(1) 基本システム ① サーバ用のオペレーティングシステム（OS：コンピュータへの入出力を行うために必要となる基本ソフトウェア。Windowsなどが代表的。）【※】 ② ①がインストールされたサーバ ③ 仮想化ソフトウェア【※】 (2) データベース管理ソフトウェア（DBMS：様々なソフトウェアのデータを一括して管理することで、複数ソフトウェアの統一的運用を可能とするソフトウェア） ① データベース管理ソフトウェア【※】 ② ①+当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェア（財務会計、顧客管理、人事管理など、ある特定の機能・業務に特化したソフトウェア） (3) 連携ソフトウェア【※】 (4) (1)～(3)と同時に取得されるファイアウォール【※】 (5) (1)～(3)と同時に取得される侵入検知システム（IDS）、侵入予防システム（IPS）、ウェブ・アプリケーション・ファイアウォール（WAF）【※】	資本金1億円以下  <b>改正概要</b> ●資本金1億円以下の中小企業者（資本金が1億円を超える企業の子会社等を除く）に対し、情報基盤強化税制で対象にしている設備について、引き続き <b>税額控除（7%）</b> 、または <b>特別償却（30%）</b> を措置 ●適用期限：平成23年3月31日	年間合計70万円以上（取得した対象設備の合算額）

【※】ISO認証を取得しているなど一定のセキュリティ要件を備えたものに限る。

## 7. 研究開発促進税制の延長

イノベーションの促進により成長力・国際競争力を強化するため、積極的に研究開発投資を行う企業（研究開発費を増加させる企業や売上高試験研究費比率の高い企業）に対する投資インセンティブを強化する時限措置が、現行制度のまま2年間延長されます。



(資料) 中小企業庁「平成22年度税制改正（中小企業関係）について」

詳しくは下記のHPをご参照ください。

・中小企業庁 財務サポート「税制」 <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

※各制度における適用対象者等の詳細は、顧問税理士等にご確認ください。

(営業推進部 宮川 有美)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業本部 営業推進部 ホームページ <http://www.cjfc.go.jp/>